

農委会報

第33号

平成13年度夏季号

新庄

編集・発行

平成13年6月11日

新庄市農業委員会

☎0233-22-2111

内線 255・256・257・258



『今年も豊作を願って』 大福田 斉藤 順一 さん（認定農業者）

《主な内容》

- ◇ 平成13年度 新庄市農業委員会事業概要 [2]
- ◇ 平成13年度 新庄市農業委員会委員名簿 [3]
- ◇ 活動状況・現況届・認定農業者・農業振興条例等 [4]
- ◇ 農地の権利移動・農地転用の許可 [5]
- ◇ 平成13年度 標準小作料 [6]
- ◇ 平成13年度 農作業基準賃金表 [7]
- ◇ 新庄市農業委員会憲章・農地銀行 [8]

平成13年度 新庄市農業委員会事業概要

農業委員会は行政機関として農業者の利益代表機関であり、新庄市の農業振興を図るとともに農地法等で定められている法令業務と建議、諮問及び答申等の決定機関として使命を担うため、各月総会を開催すると共に次の事項について実施してまいります。

(1) 農政普及活動事業

新農業基本法の制定によりこれまでの農業基本法と違い、食料の自給率や農村の活性化、さらには農業の持つ多面的機能を十分に認識し、安全な農産物の提供を基本に農業者と消費者を守る事を理念に活発な行動を展開してまいります。

(2) 農用地利用集積支援事業

農地の集積は認定農業者及び規模拡大を図る農家の支援事業として積極的に制度を活用し、農業生産のコスト削減を行い経営基盤の確立を図らなければなりません。認定農業者の農地の賃借による規模拡大と連担化による負担軽減の支援を行います。

10a当 9,000円（市 3,000円／10a、県 6,000円／10a）

(3) 農地調整事務処理事業

農地利用関係上の紛争の和解仲介及び農地の違反転用防止のための啓蒙を行います。

(4) 就業機会創出支援事業

地域での就業機会確保方策の検討・策定と農産物等の地域資源活用の支援を行い、農村地域の就業環境整備と就業機会の創出のための就業機会確保方策検討委員会と女性農業者地域資源活用推進委員会の設置を行います。

(5) 農業者年金業務委託事業

農業者の老後の生活安定と経営者の若返りによる近代化、規模拡大を促進するため農業者年金基金との委託に基づき関係業務を行います。

(6) 農業経営基盤強化促進対策事業

認定農業者の経営改善支援や農業生産法人の育成・指導を通じて農地の集積と効率的かつ安定的な経営体の育成を図ってまいります。

平成13年度 新庄市農業委員会委員名簿

任期 平成11年7月20日～平成14年7月19日

職 名	氏 名	住 所	電話番号	班 別
会 長	星川 豊	十日町6174番地	22-3399	新 庄
会 長 職 務 代 理	庄司 彰	大字萩野2220番地の8	25-3168	萩 野
新庄地区調査班長	小野 周一	金沢1169番地	22-8920	新 庄
稲舟地区調査班長	遠藤 敏信	大字鳥越1311番地	22-6365	稲 舟
萩野地区調査班長	井上 勝榮	大字泉田字泉田508番地	25-3327	萩 野
八向地区調査班長	斉藤 純一	大字本合海177番地	26-2101	八 向
委 員	武田 廣一	五日町1533番地の2	22-1185	新 庄
〃	三原 常男	五日町2648番地	22-6432	〃
〃	五十嵐賢一	十日町693番地	22-6445	〃
〃	今田 辰雄	十日町4315番の2号地	22-7603	〃
〃	佐藤喜代志	大字飛田29番地	22-7240	〃
〃	山科 朝雄	上金沢町5番44号	22-2920	〃
〃	高橋 眞	大字角沢728番地	22-1281	稲 舟
〃	武田 幸知	大字松本227番地の2号	22-5269	〃
〃	長澤貢治郎	大字福田94番地	22-7360	〃
〃	小嶋 忠昭	大字萩野1084番の8	25-2601	萩 野
〃	安食 孝一	大字萩野3340番地の156	25-3156	〃
〃	金子 清彦	大字昭和348番地	25-2650	〃
〃	柴田 俊祐	大字泉田字往還東178番地	25-3399	〃
〃	菅原 猛通	大字萩野字塩野304番地	25-3425	〃
〃	中川 久男	大字萩野1351番地	25-2762	(平成13年5月19日選任)
〃	平向 岩雄	大字泉田字往還東451番地	25-2548	〃
〃	清水 清次	大字本合海1802番28	26-2188	八 向
〃	佐藤 利美	大字升形817番地	29-2448	〃

事務局職員名簿

(平成13年4月1日)

事 務 局 長	小 野 利 彦	事務局長補佐	柏 倉 政
庶 務 係 長	渡 部 信 子		
農 地 係 長	沼 澤 利 明	主 任	眞 見 治 之
農 業 振 興 係 長	佐 藤 正 寿	主 事	田 中 誠

《活動状況》

◆ 転用現地調査

農業委員会では転用許可を受けた農地が、計画通りに実施されているか、調査担当区毎に随時調査を行っています。



一時転用地（砂利採取）の調査

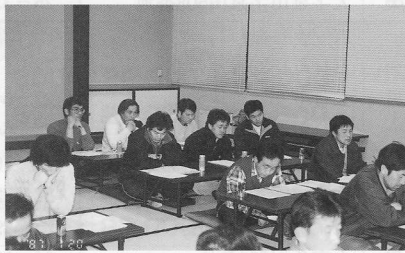


◆ 現況届は六月三十日まで提出!!

農業年金受給権者の現況届は六月三十日まで、農業委員会に忘れずに提出して下さい。

◆ 農業者年金制度改正に伴う 青色申告等研修会開催

平成十三年一月二十九日、三十日、三十一日の三日間にわたり、加入者を対象に青色申告等の研修会を行いました。講師として、税理士の門脇茂氏を招き、「青色申告とは」から始まり、青色申告の利点、申告の手順等、具体的な例を上げながらの研修となりました。



あなたも 認定農業者に なりませんか

新庄市の認定農業者は99名となりました。

しかし、集落営農を進めている中であってまだ認定農業者がない地区もあります。

市では、随時認定申請を受付しています。

認定農業者になるには

新庄市に在住の意欲のある農業者が対象です。

提出していただくものとしては、《農業経営改善計画書》に所定の事項を記入して、市長に提出します。その後の審査会で問題がなければ『認定農業者』となります。

認定農業者のメリットは

- ◎ 賃貸借等により80a以上の連担地になった場合、10a当9,000円を2年間支給されます。
- ◎ 低利率の制度資金が利用できます。
- ◎ 税制面の優遇処置が受けられます。

※ 詳しいことについては、農業委員会にお問い合わせ下さい。



意見を述べる今田浩徳さん(認定農業者)

◆ 県農業振興条例制定へ意見交換会

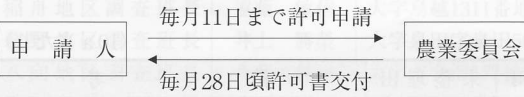
五月十六日、県立農業大
学校において、「山形県農
業・農村の振興に関する条
例」の制定に向け、最上ブ
ロック意見交換会が県内で
最初に行われました。

新庄市からは青年農業者
を代表して野中の今田浩徳
さんと消費者の会会長の武
田シケ子さんが出席し意見
を述べられました。

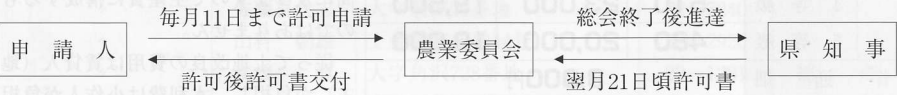
農地の権利移動には許可が必要です

農地法第3条の手続き

【新庄市に所在する農地を新庄市在住の方が求める場合】



【新庄市に所在する農地を新庄市以外の方が求める場合】



農地の転用には許可が必要です



農地を一時的な資材置き場、作業員仮宿舍、砂利採取場などとして利用する場合も転用になり、許可が必要です。

一時的な農地転用は？

すべての農地が転用許可の対象となります。地目が農地であれば、耕作がされていなくても農地性（農地として活用できる状態）がある限り農地として扱われます。また、地目が農地でなくても、肥培管理がされていれば農地と見なされます。

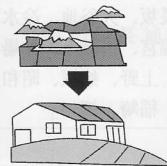
採草放牧地は？

採草放牧地を売買して転用する場合も、許可が必要です。（市街化区域内は届出。）しかし、採草放牧地の所有者が自ら転用する場合には許可はいりません。



対象となる農地は？

農地転用とは、農地を農地でなくすこと、すなわち農地に区画形質の変更を加えて住宅用地や工業用地、道路、山林などの用地に転換することをいいます。



農地転用とは？

農地は、人々の生存に欠かせない食料の大切な生産基盤です。とくに、耕地面積が狭いうえに人口が多いわが国は、食料自給率も低く優良な農地は大切に守っていく必要があります。このため、農地の転用には農地法で一定の規制がかけられています。

なぜ許可が必要？



平成13年度 新庄市標準小作料

標準小作料が、貸し手、借り手の方が適正な小作料を設定するための目安となるよう設定しているものです。

農地の貸借を行う場合の小作料は、下記金額を標準にしてあくまでも貸し手、借り手の合意により決められます。

なお、この標準小作料は、平成10年度に改訂されたものであり平成11年産の作付けより3年間適用されます。

(10a 当たり)

区分	等級区分	10a 当たり	整 理 田	未 整 理 田	備 考
田	1 等 級	600kg	32,000円	24,000円	(ほ場整備費の取り扱い)
	2 等 級	570	29,000	22,500	土地改良事業は、土地そのものに加えられた改良投資であり、効果は長期間に及びますので生産費に構成するものではありません。 従って土地改良の費用は賃貸人(地主)が負担し、水利費は小作人が負担するのが原則ですが、よく協議して決定して下さい。
	3 等 級	540	26,000	21,000	
	4 等 級	510	23,000	19,500	
	5 等 級	480	20,000	18,000	
普 通 畑		8,000円			
桑 地		6,000円			
草 地		3,000円			
※ 農地法の改正により小作料は金納又は物納でも行えるようになりました。このことについて問合せなどありましたら農業委員会までご連絡ください。					

各集落の平均的収量 (どれを基準とするかは両方で協議して下さい)

6 0 0 kg	5 7 0 kg	5 4 0 kg	5 1 0 kg	4 8 0 kg
関屋、飛田、上西山、下西山、野中 太田、中川原、荒小屋、一本柳、 新田、庚申、福田、五日町、十日町		柏木山、二ツ屋、 仁田山、赤坂、萩野、 柏木原	土内	山間又は沢地
谷地小屋、小泉、中山、月岡、 梅ヶ崎、下山屋、梨ノ木、 上金沢、下金沢、小月野		角沢、清水、升形、滝ノ倉、鳥越、大福田、 上山屋、仁間、松枝、松本、泉田、吉沢、本合海、 宮野、長坂、大谷地、冷水沢、泉ヶ丘、芦沢、 宮内、福宮、市野々、休場、横根山、高壇、 往還東、上野、蛇塚、昭和、黒沢、塩野、前波、 二枚橋、稲崎、畑		
				拓生

平成13年度 農作業基準賃金表

1. 動力の部

耕 起	5,500円	10a 当たり	田、転作田、畑
代 か き	6,500	〃	
田 植 え《側条》	6,000《7,300》	〃	苗は含まず《肥料含まず》
防 除	液	2,200	〃 作業補助員を含む 薬剤は含まず
	粉	700	
バ イン ダ ー	9,000	〃	結束紐を含む
ハ ー ベ ス タ	9,500	〃	
コ ン バ イ ン	17,500	〃	運搬含む
畦 塗 り	50	1m 当たり	
生 刳 乾 燥	1,300	60kg 当たり	12時間以上は1時間増す毎に100円加算
仕 上 げ 乾 燥	650	〃	水分18%以下
刳 す り	670	〃	
精 米	700	〃	

2. 人力の部（8時間当たり）

一 般 農 作 業	7,200円	1時間当たり	900円
オ ペ レ ー タ ー	11,000	1時間当たり	1,375円

3. 育 苗（1箱当たり）

稚 苗	650円	育苗日数	20日～25日
中 苗	700	育苗日数	30日～40日

- ※ 動力の作業料金は、整理地を基準とし、未整理地は10%～30%増しとする。
- ※ 農協等の共同利用組合は除く。
- ※ 耕地の遠近、作業難易度の特種事情については、両者の話し合いにより決定する。
- ※ 食事なしとする。
- ※ 動力の作業料金は、オペレーターを含む料金とする。

新庄市農業委員会憲章

- 一、 田園都市にふさわしい豊かな自然を守り、地域農業の発展のため、農業・農業者の代表として誇りと責任ある行動に努めます。
- 一、 農用地の利用集積と集団化の促進に努め、農用地の効率利用と適正な農地行政に努めます。
- 一、 農業の意欲ある担い手の育成と優良農地の確保を進め、健全な農村社会の維持・発展に努めます。
- 一、 活力ある農業と農村を築くため、暮らしと経営に役立つ情報の収集と提供に努めます。
- 一、 農業者の期待と信頼に応え、生産者団体の育成・強化を図り、新時代を開く農政の推進に努めます。

平成十三年一月

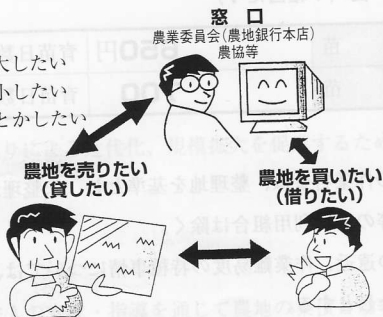
安心貸し借り



活き活き農業

- ・ 経営規模を拡大したい
- ・ 経営規模を縮小したい
- ・ 遊休農地を何とかしたい

ご相談はお近くの
農地流動化推進員
(農業委員)
又は、JA各支店へ



《農地銀行からお知らせ》